

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支出命令に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支出命令に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支出命令に関する事務
②事務の概要	【事業概要】 児童入所施設等に措置された児童の保護に要する経費の全部又は一部を、児童の扶養義務者の負担能力に応じて負担してもらうもの。
③システムの名称	児童相談システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
措置児童の名称	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 個人情報の照会 20 個人情報の提供 80, 81, 141, 155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども政策局子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども政策局子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども政策局子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー取得の際は、住基ネットによる情報照会を原則としている。 ・マイナンバーを含む資料については、鍵付き金庫で常に保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー取得の際は、住基ネットによる情報照会を原則としている。 ・マイナンバーを含む資料については、鍵付き金庫で常に保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	所属長	課長 平 勝義	課長 向窪 憲和	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	部署	鹿児島県子ども福祉課	鹿児島県子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	所属長の役職名	課長 向窪 憲和	課長	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	請求先	〃保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	〃くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	連絡先	〃保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	〃くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二項番16	照会 番号法第19条7号 別表第二項番16 提供 番号法第19条7号 別表第二項番16、56の2、57、116	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	部署	鹿児島県子ども家庭課	くらし保健福祉部子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	請求先・連絡先	〃くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年7月28日	法令上の根拠	照会 番号法第19条7号 別表第二項番16 提供 番号法第19条7号 別表第二項番16、56の2、57、116	照会 番号法第19条8号 別表第二項番16 提供 番号法第19条8号 別表第二項番16、56の2、57、116	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	システムの名称	団体内統合宛名システム	統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番7	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	②法令上の根拠	照会 番号法第19条8号 別表第二項番16 提供 番号法第19条8号 別表第二項番16、56の2、57、116	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 16の項 ・特定個人情報の提供 16、56の2、57、106、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第12条 ・特定個人情報の提供 第12、30、31、53、59の2の2条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	部署	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども政策局子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	請求先・連絡先	〃くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771”	〃保健福祉部子ども政策局子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	番号法第9条第1項 別表 8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 16の項 ・特定個人情報の提供 16、56の2、57、106、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第12条 ・特定個人情報の提供 第12、30、31、53、59の2の2条	番号法第19条8号 表 個人情報の照会 20 個人情報の提供 80、81、141、155	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による:8 人手を介在させる作業)	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による:11 最も優先度が高いと考えられる対策)	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)